

改正 平成28年10月6日 原規技発第1610067号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド(原規技発第13061920号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の一部を次のように改正する。

平成28年10月6日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの一部改正について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年10月6日から施行する。

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの改定 新旧対照表（下線部は改定部分）

○発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（制定 平成25年6月19日原規技発第13061920号 原子力規制委員会決定）

改正案	現行
<p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>1) ～28) (略)</p> <p>29) 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置又は保管する電源車等を含め非常用発電装置の出力の決定根拠に関して説明することとする。</p> <p>また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び<u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>（平成24年経済産業省令第70号。以下「<u>原子力電技命令</u>」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>30) 常用電源設備の健全性に関する説明書</p> <p>技術基準規則第45条第3項から第6項の規定に適合することを説明するとともに、常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力上限について説明することとする。</p> <p>また、常用電源設備に関する<u>原子力電技命令</u>への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>4. (略)</p>	<p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>1) ～28) (略)</p> <p>29) 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置又は保管する電源車等を含め非常用発電装置の出力の決定根拠に関して説明することとする。</p> <p>また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び<u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令</u>（平成24年経済産業省令第70号。以下「<u>原子力電技省令</u>」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>30) 常用電源設備の健全性に関する説明書</p> <p>技術基準規則第45条第3項から第6項の規定に適合することを説明するとともに、常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力上限について説明することとする。</p> <p>また、常用電源設備に関する<u>原子力電技省令</u>への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>4. (略)</p>

5. (略)

(参考) 電気事業法における手続きとの関係 (略)

(参考資料 1)

主要寸法 (例) (略)

(参考資料 2)

工事計画範囲 (例) (略)

別紙-1-(1)

BWR工認対象範囲配管説明図 (略)

別紙-1-(2)

PWR工認対象範囲配管説明図 (略)

5. (略)

(参考) 電気事業法における手続きとの関係 (略)

(参考資料 1)

主要寸法 (例) (略)

(参考資料 2)

工事計画範囲 (例) (略)

別紙-1-(1)

BWR工認対象範囲配管説明図 (略)

別紙-1-(2)

PWR工認対象範囲配管説明図 (略)